

教育・保育提供区域の設定について

教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

子ども・子育て支援法 第 61 条関係（抜粋）

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数、特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

需要（ニーズ）・供給（定員など）に関する量的計画とするための枠組み

●特定教育・保育施設、特定地域型保育事業							
	平成27年度			～	平成31年度		
	1号	2号	3号		1号	2号	3号
①量の見込（必要利用定員総数）							
②確保の方策	認定こども園・幼稚園・保育所						
	地域型保育事業						
②-①							
●地域子ども・子育て支援事業（13事業）							
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
①量の見込							
②確保の方策							
②-①							

“基本指針”における教育・保育提供区域の考え方

- 1 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案すること
- 2 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とすること
- 3 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準になることを踏まえた区域とすること
- 4 地域子ども・子育て支援事業（13事業）と共通の区域設定とすることが原則となること

教育・保育提供区域とは ～ポイント～

- 教育・保育提供区域は、教育・保育施設等の確保に向け、計画上求められる需給調整に係る区域であり、区域を超えての施設利用等ができなくなるわけではない。
⇒利用者にとっては、教育・保育の利用可能施設等を制限するものではないので、例えば、居住する区域外の施設であっても従来どおりに利用は可能。
- 教育・保育提供区域は、中学校区や行政区などを基礎単位としながら、状況に応じてそれらを組み合わせた設定を行うことになる。
- 教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業で共通の区域設定が基本となるが、状況に応じて、子どもの認定区分ごと、支援事業ごとに設定することもできる。
- 教育・保育提供区域は、新制度における教育・保育を提供するためのサービス基盤（幼稚園・保育所・認定こども園など）の配置バランスを考える上で有効な設定である。
⇒施設配置バランスについて、細かな設定を求めるならば区域設定もそれに依って細かく設定することになるが、就学前子ども人口の減少が予測される中、持続的・安定的な施設運営の観点からは、一定規模の就学前子ども人口を抱える程度の区域設定が妥当と考えられる。
- 教育・保育提供区域の設定にあたっては、それぞれの区域における将来の就学前子ども人口の見通し等が必要となるため、必然的に人口データの把握可能な区域設定を行う必要がある。

教育・保育提供区域の検討にあたっての前提条件

- 市では、アンケート調査設計段階において、回答者の居住地区についての把握も行っており、教育・保育提供区域については、江別・野幌・大麻の3地区も単位として検討を行った。
⇒将来の需要（ニーズ量）は、アンケート情報等を踏まえながら教育・保育提供区域ごとに設定することになっている。
- ニーズ量の見込みについて、4月末までに道を通じて国に報告することになっている。